

契約の締結(飯塚市新体育館等建設(空調設備)工事)

飯塚市新体育館等建設(空調設備)工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和2年7月21日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 工事名 飯塚市新体育館等建設(空調設備)工事
- 2 工事場所 飯塚市 鯉田 地内
- 3 契約金額 452,976,700円
- 4 受注者 筑豊冷機・内山空調特定建設工事共同企業体
代表者
福岡県飯塚市鶴三緒1557番地1
株式会社 筑豊冷機
代表取締役 入江 正利
- 5 契約の方法 条件付き一般競争入札

提案理由

工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例(平成18年飯塚市条例第56号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

工事請負議案資料

入札概要

工 事 名	飯塚市新体育館等建設(空調設備)工事
工 期	本契約として認められた日から令和 4年 3月 28日まで
予 定 価 格 (A)	492,366,600 円 (うち消費税 44,760,600 円) (447,606,000 円 税抜)
最 低 制 限 価 格	452,976,700 円 (うち消費税 41,179,700 円) (411,797,000 円 税抜)
落 札 額 (B)	452,976,700 円 (うち消費税 41,179,700 円) (411,797,000 円 税抜)
落 札 率 (B/A) (小数点第3位以下切捨)	91.99 %
落 札 者 名	筑豊冷機・内山空調特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社筑豊冷機 代表取締役 入江 正利
入 札 日	令和 2年 7月 7日

入札参加業者名(条件付き一般競争入札)

筑豊冷機・内山空調特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社筑豊冷機 代表取締役 入江 正利
ユゲ・福原特定建設工事共同企業体 代表者 ユゲデンキ(株) 代表取締役 弓削 尚和

工事請負議案資料

工 事 名 飯塚市新体育館等建設（空調設備）工事

工 期 本契約として認められた日から 令和4年3月28日まで

工 事 概 要

飯塚市新体育館建設工事に伴う空調設備工事一式

空調機器設備工事

空調ダクト設備工事

空調配管設備工事

換気機器設備工事

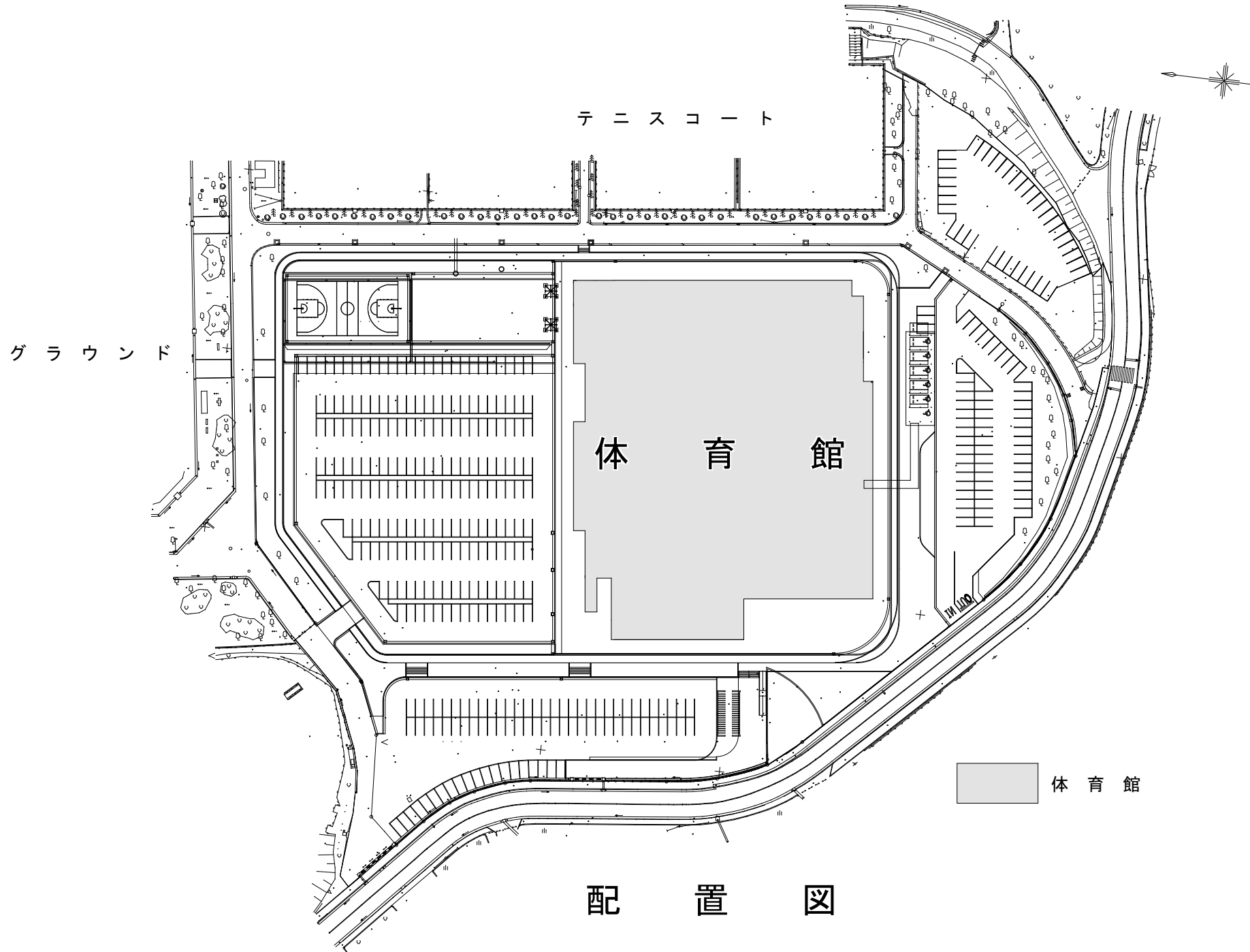
換気ダクト設備工事

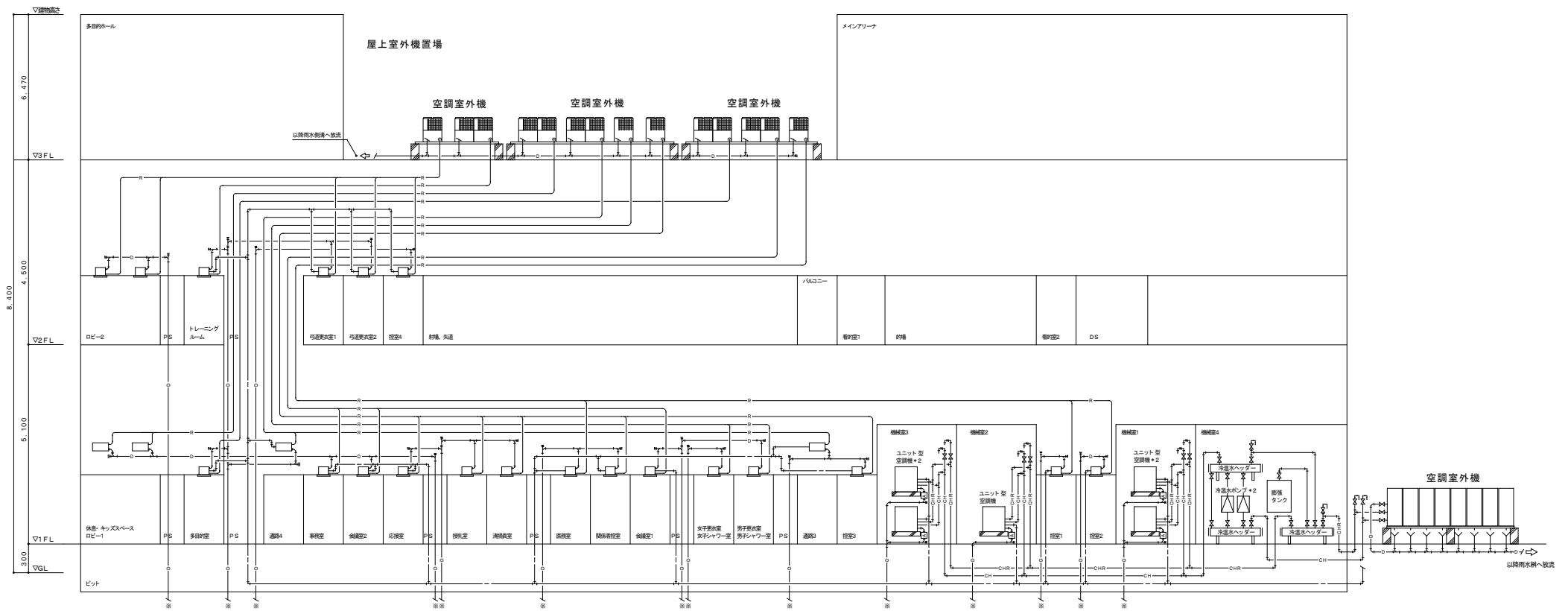
自動制御設備工事

付近見取り図

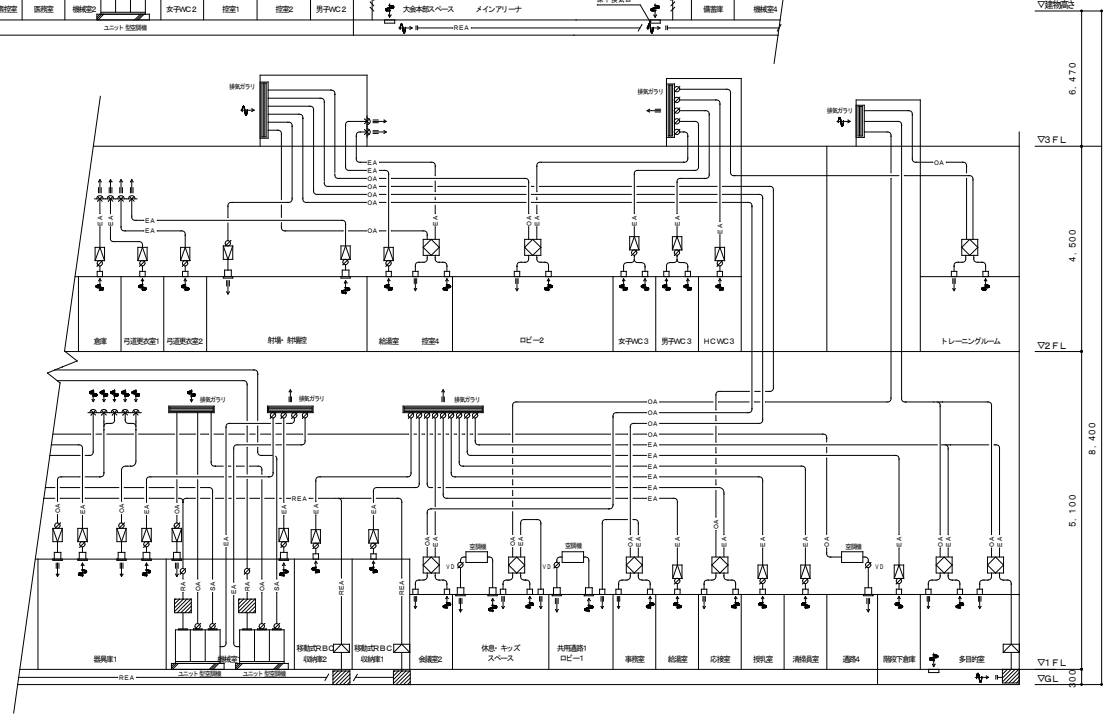
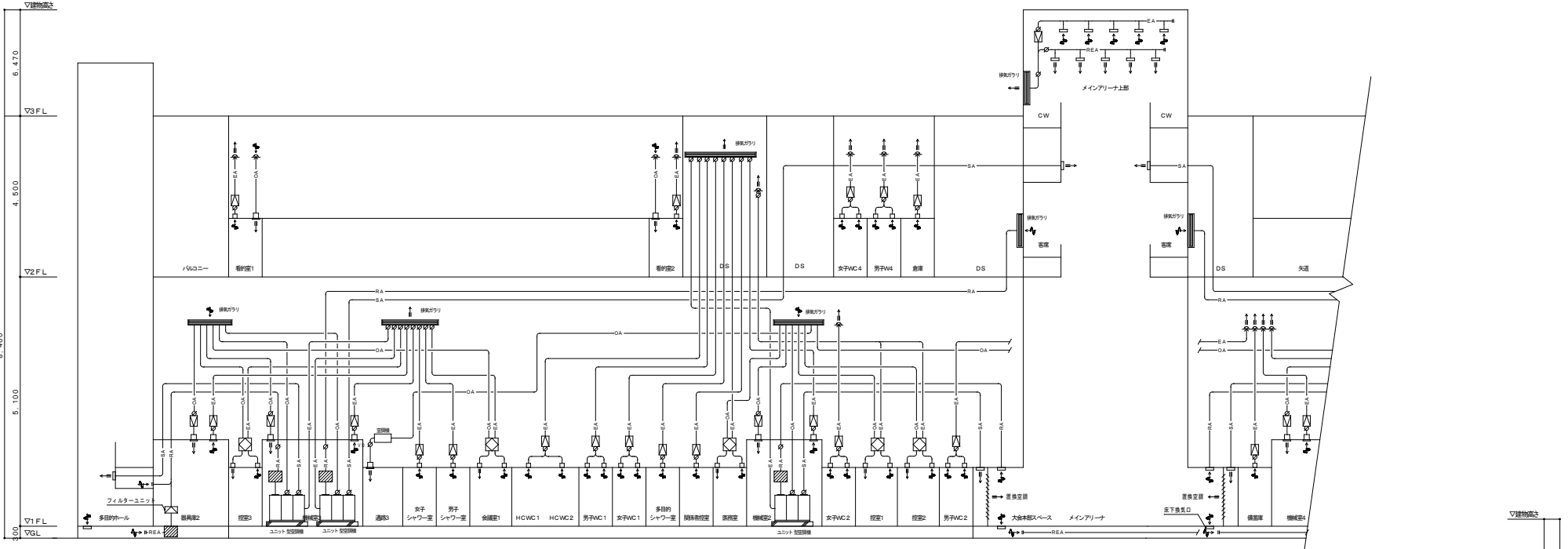
工事箇所（旧陸上競技場）







空調配管系統図



空調・換気ダクト系統図

<凡例>
  換気扇

専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和2年7月2日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年7月21日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 18,475円

1 事故発生の日時、場所

令和2年3月23日(月)午前9時56分頃

飯塚市柏の森地内 国道201号線

2 事故の概要

税務課職員が、帰庁するため国道201号線を飯塚方面へ走行していた際、対向車線から近隣店舗へ右折しようとする相手方車両に気付くのが遅れ、市車両前部と相手方車両左前部が衝突し、双方の車両を損傷させたものである。

3 損害の状況

- | | | |
|----------|-----|------------------|
| (1) 人身傷害 | 相手方 | 胸部打撲 |
| | 市側 | 右肩関節周囲炎、右肩甲骨部打撲傷 |
| (2) 物的損害 | 相手方 | 車両全損 |
| | 市側 | 車両全損 |

4 事故発生の原因

運転中に集中力を欠き、前方への注意が不十分であったことが原因である。

5 示談の内容

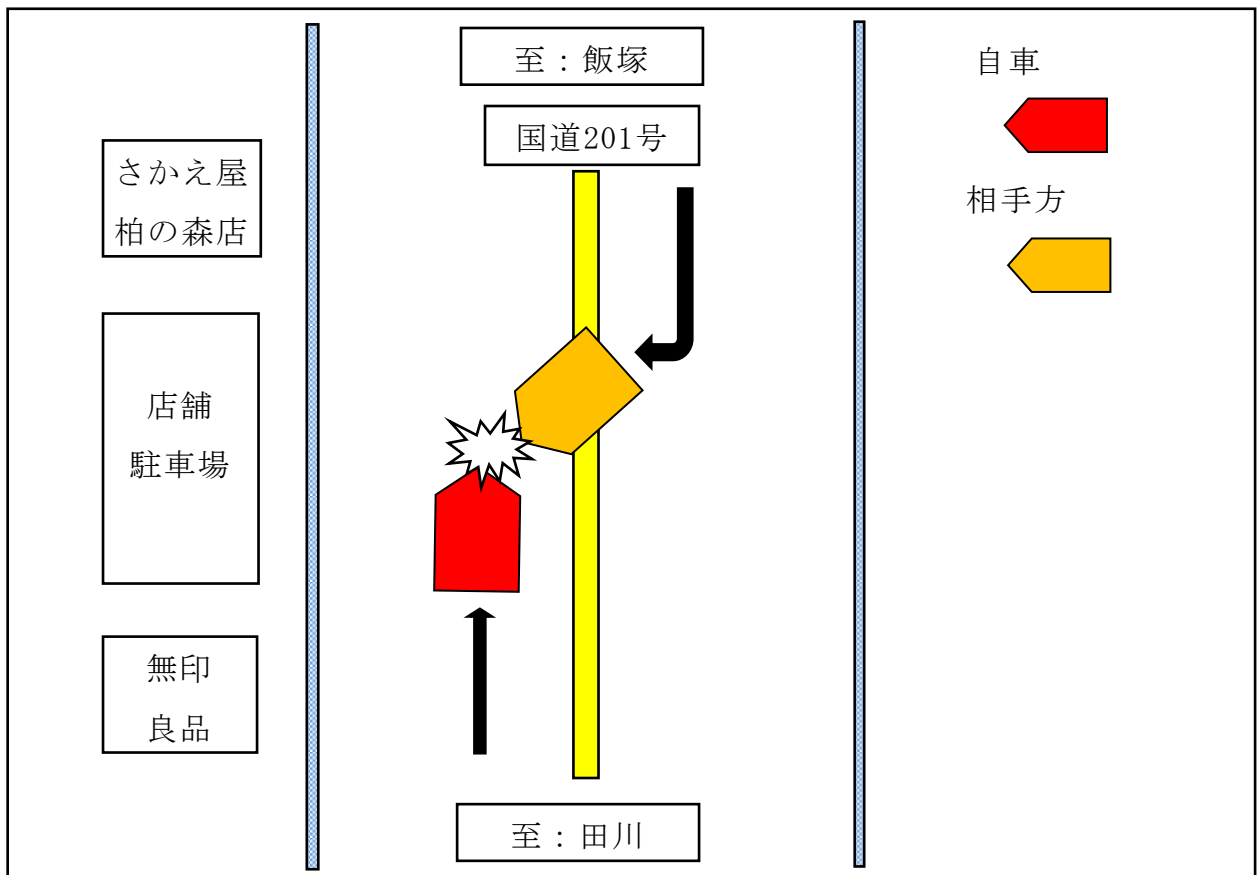
- (1) この事故に係る過失割合は、市10%、相手方90%とする。
- (2) 市は、相手方の損害額の内18,475円を相手方に支払う。
- (3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判

外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

6 損害額及び損害負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合10%	相手方 過失割合90%
相手方	車両全損	184,750円	18,475円	166,275円
市	車両全損	124,000円	12,400円	111,600円

7 事故現場見取図



専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和2年7月7日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年7月21日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 77,000円

1 事故発生の日時、場所

令和2年6月8日(月)午前9時27分頃

飯塚市芳雄町地内 アップルハートリビング飯塚駐車場内

2 事故の概要

環境対策課職員が粗大ごみ収集のため該当地域を訪れ、駐車場に車両を止め、収集のため車両を離れたところ、サイドブレーキを確実にかけていなかったことから、車両が動き出し駐車場のフェンスに接触、フェンス土台を損傷させたもの。

3 損害の状況

(1) 人身傷害 相手方 なし

市 側 なし

(2) 物的損害 相手方 駐車場フェンス土台部分破損

市 側 公用車後部緊急停止操作レバーに軽微な傷

4 事故発生の原因

職員が車両から離れる際にサイドブレーキが確実にかかっているか安全確認を十分に行わなかったことが原因である。

5 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。

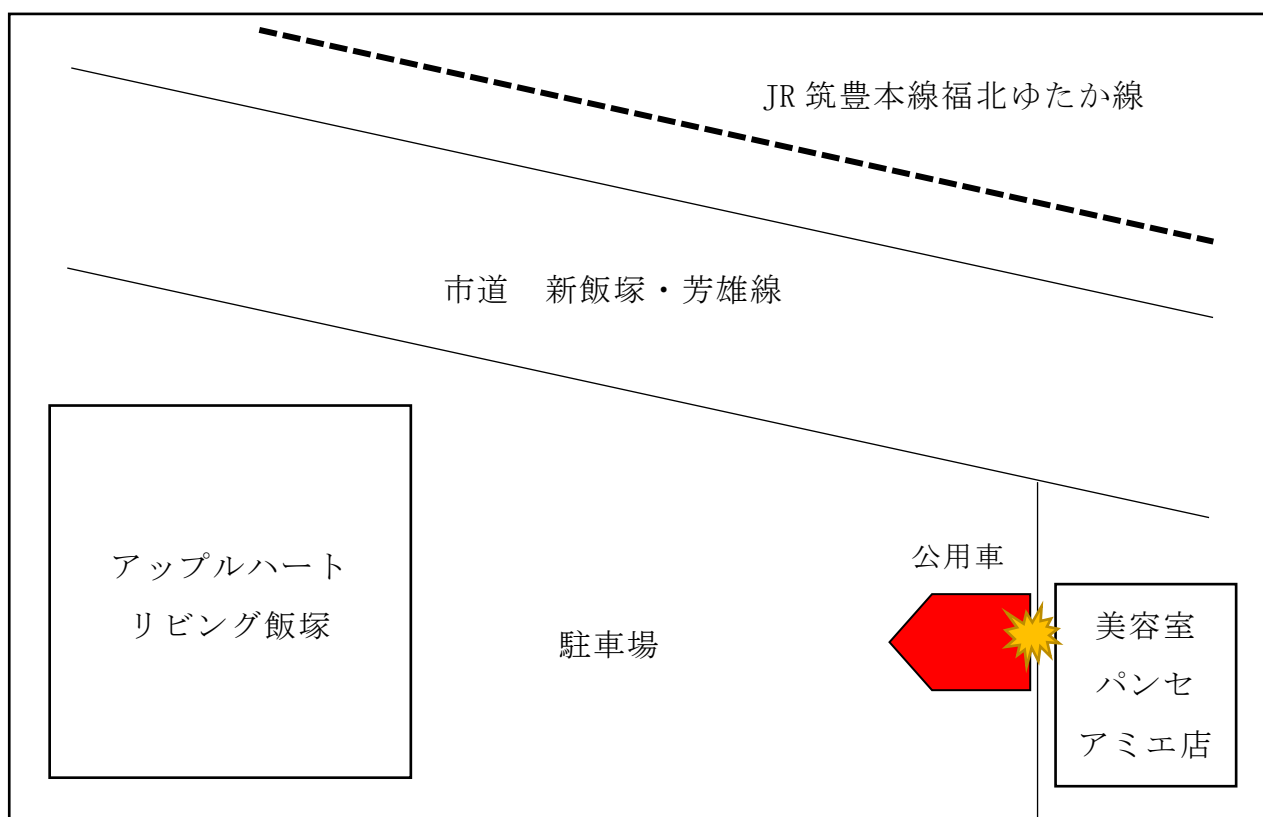
(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として77,000円を相手方に支払う。

(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

6 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 100%	相手方 過失割合 0%
相手方	修繕料	77,000 円	77,000 円	0 円

7 事故現場見取図



本ページ以降はSideBooks上で
データを縦に表示するための
調整用空白ページとなります。

